

ベビーシッターサービス提供中のウェブカメラ等の設置及び運用に係るガイドライン

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッターサービス（認可外居宅訪問型保育）による個人宅での保育サービス提供中の状況確認をベビーシッター依頼者（以下「保護者」という。）及び事業者（マッチング型事業者及び請負型事業者のことをいい、マッチング型事業者においては、保護者と契約するベビーシッターを含む。以下同じ。）が行うためにウェブカメラ等の動画を撮影できる機材（以下単に「ウェブカメラ等」という。）を設置する場合について、その設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置・運用を図ることを目的とする。

2 ガイドラインの対象

保護者及び事業者とする。

3 ウェブカメラ等設置の目的

ウェブカメラ等の設置は、ベビーシッターサービス（認可外居宅訪問型保育）を行っている室内で起こり得る犯罪の抑止や事故防止又は事故や犯罪が起こった時の検証に活用するために設置することとする。

4 ウェブカメラ等の運用

ウェブカメラ等によるサービス提供中の撮影は、保護者が希望した場合又は事業者（請負型事業者のベビーシッターを含む。以下この項において同じ。）が必要と認めた場合とする。ただし、事業者が必要と認めて設置する場合には、保護者と事業者双方の承諾を得なければならない。

また、ウェブカメラ等の設置場所は、保育に使用する室内に限ることとし、撮影の対象は保育を受けている子どもとする。保育サービスの提供中の状況確認と認められない撮影は禁止とする。

撮影を行う際には、ウェブカメラ等の設置者並びに設置位置及び撮影範囲のほか、本ガイドラインに従うことについて、保護者と事業者の間で相談の上、書面等によって合意するものとする。

5 撮影映像の利用及び提供の制限

(1)撮影映像の管理者

撮影映像の管理者は、原則として設置者とするが、保護者と事業者との協議により、管理者を変更することは差し支えない。管理者は事業者又は保護者からの求めがあつ

た場合には、撮影した映像を事業者又は保護者に閲覧させるものとする。また、管理者は、保護者と事業者双方の同意なく撮影映像を破棄してはならない。

(2)映像の複製及び加工の禁止

記録された映像を私的に複製や加工してはならない。

(3)映像の目的外使用の禁止等

記録された映像は、不特定多数が視聴できる SNS 等のウェブ上に公開するなど、3 に規定する目的以外の目的のために使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、次の場合に限り、保護者又は事業者以外の第三者に当該映像を閲覧させ、又は提供することができるものとする。

ア 法令に基づく目的の場合

イ 子どもの生命、身体及び財産の安全の確保、その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 警察等捜査機関から犯罪・事故の捜査のために閲覧を求められたことに対して協力する必要がある場合

エ 保護者及び事業者の同意がある場合

(4)映像の閲覧等の記録の保存

映像の閲覧・提供にあたっては、当該映像の管理者は、閲覧・提供する相手に身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、映像の内容等を記録し、保護者と事業者双方の同意により当該映像を破棄するまでの間保存するものとする。

6 プライバシーの保護及び苦情への対応

ウェブカメラ等を設置した者は、保育対象である子ども、ベビーシッター及び設置場所の家庭のプライバシーの保護に努めなければならない。

また、事業者がウェブカメラ等を設置する場合には、事業者はウェブカメラ等の設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受け付ける窓口を設置し、苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応しなければならない。

本ガイドラインに反した取扱いの指摘がある場合には、保護者及び事業者双方において誠実に対応するものとする。

令和2年9月28日